

第25回期 第28回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年10月17日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員8人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(箕 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(4名)

委 員	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
推 進 委 員	(中 根 松)	会田	信二
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付議事項

(1) 議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農
用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について 3件

(2) 議案第71号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について 1件

(3) 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子
主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第28回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。 稲刈りもほとんどの方が終わりひと段落ついたことかと思えます。今後の市場での値段が大変気になる処ではございますが、推移を見守るしかないと思っております。国会も来週には臨時国会が予定されており新しい内閣が発足するようです。新しい政府には、農業生産者にとってプラスになるような政策をして頂きたいと強く思っているところです。 また来月には、東京で全国農業委員会会長大会がございます。そのなかで県選出の国会議員の方々との意見交換が予定されております。色々な意見が出されることを期待しております。 さて、本日は、関係機関・団体との連絡会議がございます。引き続きの会議となりますがよろしくお願ひいたします。 今回の議案ですが、議案第70～72号案件として5件でございます。 皆さん本日もどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中8名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第27回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中8名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、8番、小針充則委員、9番、酒井秀忠委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。</p>

<p>関根委員</p>	<p>箕輪・袖山地区担当推進委員の関根です。</p> <p>議案第70号、農用地使用集積等促進計画（案）①～③についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>貸付人、****さん。借受人、****さん、****さん。以下記載のとおりです。</p> <p>10月11日9時より、地区副担当の兼子委員及び貸付人、借受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。</p> <p>事務局から説明があったとおり、今回賃借権の設定を受ける****さん、****さんについては、認定農業者であります。</p> <p>貸付人は、高齢のため耕作できないとのことでした。****さんは田****ヘクタールと、トマトやきゅうりなどのハウス栽培をしています。****さんは田を****ヘクタールと、アスパラなどのそ菜を栽培しており、二人とも家族と協力して経営を行っています。</p> <p>お二人の経営状況からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第70号①から③について質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、農業委員の採決をとります。</p> <p>議案第70号①から③について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成ですので、議案第70号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）①から③については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第71号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>（議案第71号朗読）</p> <p>続けて補足説明いたします。</p> <p>今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>農業経営改善計画は、農業委員会の意見決定と、町、JA、普及所などの関係機関で構成された審議会を経て認定されます。</p> <p>また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関</p>

	<p>する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、1枚目をご覧ください。申請者は****さんです。兼業農家であり、今まではお父さんと農作業を分担されていましたが、今後作付け面積を増やしていく意欲があるということで、農業経営改善計画が作成されました。</p> <p>①の(2)に記載のとおり、5年後の年間農業所得が339万円、年間労働時間は1,800時間であり、基本構想に沿った内容となっております。</p> <p>作目は水稻の単一経営です。</p> <p>栽培面積については、現状が250アール、5年後の目標が500アールとなっております、内訳は2枚目の(3)のアに記載のとおり、所有地・借入地ともに増となっております。</p> <p>続けて2枚目中段をご覧ください。③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより、定めた目標を到達する計画です。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本申請は****地区の方となりますが、中里・根岸・松野入地区推進委員 会田信二委員は本日欠席のため、同じく中里・根岸・松野入地区担当の高坂委員より何か意見がありましたら発言願います。</p>
<p>高坂委員</p>	<p>中里・根岸・松野入地区担当委員の高坂です。</p> <p>本日会田推進委員が欠席のため、私が代理で意見を述べさせていただきます。</p> <p>10月11日土曜日午前11時30分より、私と会田委員で申請人の自宅を訪ね、農業経営改善計画に関する話を聞いてまいりました。</p> <p>計画は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿う内容であり、集落農業の担い手が増え、当地区におきましても価値あることだと思いますので、特に異議はありません。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第71号について質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>事務局長</p>	<p>私から1点お聞きします。農業経営改善計画の認定を受けることでどのようなメリットがあるのですか。</p> <p>農業経営改善計画書や青年等就農計画の内容が認定されますと、その後審査会を開催し、最終的に町長の決済を受けて認定農業者、または</p>

	<p>認定新規就農者として位置づけすることになります。</p> <p>メリットとしましては、浅川町認定農業者等推進協議会に入っただき、研修や学習会に参加していただくことができます。</p> <p>また、本日この後開催される連携会議の中でも説明させていただく予定ですが、農業担い手育成支援事業という町単独の補助事業がありまして、農業経営改善計画書に記載された5年後の目標を達成するために必要な機械や設備に対する補助金を交付しております。対象となるのは30万円以上の農業機械等の経費の1/10で、上限は80万円となっております。</p> <p>それから農地流動化推進助成金という事業があります。認定農業者または認定新規就農者に対して、農地バンクを通じて農地を貸付した場合には、契約年数等に応じて所有者と借り受けした人両方に10アールあたり2,500円から10,000円の助成金を交付しています。</p> <p>認定農業者に位置付けられた方のメリットはこのくらいかと思いません。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。皆さん参考になりましたか。</p>
須藤（孝）委員	<p>認定農業者以外の人に農地を貸付しても助成金は出ないということか。</p>
事務局長	<p>農地流動化推進助成金の目的が認定農業者へ農地を集約化することによって始まった制度ですので、認定農業者、認定新規就農者に対して農地集積をした場合のみが対象となっております。</p>
須藤（孝）委員	<p>5年後に計画が全く達成できなかった場合は補助金の返還の義務はあるのか。</p>
事務局長	<p>国や県の補助金ではありますが、町単独の助成事業では補助金の返還は求めていません。検査等も行っておりません。</p>
会 長	<p>議事を中断してしまって申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは異議なしと認め、農業委員の採決をとります。</p> <p>議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成ですので、議案第71号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議事日程第3、議案第72号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案朗読の前に、資料の差替えをお願いします。</p> <p>議案第72号について、議案送付後に申請者より事業計画の変更の申し出があり、申請書の差替えを行いました。</p> <p>これに伴いまして、別紙 農地法第5条許可申請一覧、及び案内図が差替えとなっております。差替え後の資料につきましては皆様の席に配布済みですので、ご確認お願いいたします。</p> <p>(議案第72号朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第72号について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>緑川委員</p>	<p>浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。</p> <p>議案第72号農地法第5条の申請について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ***氏、譲受人 ****氏、以下記載のとおりです。</p> <p>10月9日木曜日午前8時30分より、地区副担当の酒井委員、及び譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>申請の理由は、譲受人が浅川中学校の解体工事を請け負うにあたり、駐車場等として使用する土地を選定していたところ、申請地では浅川中学校の建築工事の際に仮の残土置き場として一時転用した経過があり、所有者の同意を得ることができたため今回の申請に至ったということです。</p> <p>調査事項である一般基準の、申請目的実現性確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当するものはなく、今回の一時転用については何ら問題ないとみてきましたので審議をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続けて事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準については、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50メートル以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで、農地転用基準の3種農地に分類しました。</p> <p>転用目的は、浅川中学校旧校舎の解体工事を実施するにあたり、請負業者である****が現場事務所、駐車場として使用するため一時転用するものです。</p> <p>令和5年度に浅川中学校の建設工事を実施した際には、申請地を残土置き場として一時転用した経過があり、解体現場である浅川中学校旧校舎からも近いことから所有者の同意を得て使用することになりました。</p> <p>道路に面していることなどの立地条件やこれまでの経過を踏まえると、該当農地よりも好条件の場所がほかにないため転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p>

<p>会長</p> <p>須藤（寿）委員</p> <p>会長</p>	<p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>1. 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和8年12月20日までとされており該当しません。</p> <p>4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく該当しません。</p> <p>5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はないため問題ありません。</p> <p>7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。</p> <p>8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、現場事務所、駐車場としての使用が目的ですので該当しません。</p> <p>9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、鉄板を敷いて利用するため土砂等の流出はありません。また、現場事務所として設置するプレハブは高さが約5.5メートルであり、日照条件や風通しの面で近隣農地及び農業用施設への影響はありません。</p> <p>最後に、本申請は一時転用であり、一時転用の場合は転用期間終了後に確実に農地に戻されると見込めない場合は許可しないことになっておりますが、農地転用期間終了後は速やかに田として復旧する旨が記載された農地復元に関する確約書が申請書に添付されており問題ないものと思われま。以上です。</p> <p>地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第72号について、質疑ございませんか。</p> <p>推進委員から質問よろしいですか。</p> <p>許します。</p>
------------------------------------	--

須藤（寿）委員	<p>利用平面図を見たところ、申請地と道路の間に****番地が存在するようです。こちらは農地ではないのですか。</p>
事務局長	<p>確認したところ、町所有の土地で地目が用悪水路となっているため転用申請や所有者の同意は不要でした。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第72号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成ですので、議案第72号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>①次回総会11月18日（火）午後1時30分より開催予定です。</p> <p>②9月分の活動記録簿を事務局まで提出願います。</p> <p>③福島県下農業委員大会が、11月6日（木）パルセいいざかにて開催されます。本日案内文を配布しておりますが、当日は9時に役場前駐車場集合をお願いします。また、議案書送付時に、県下農業委員大会の出欠確認書を同封していますので、まだ提出されていない方はお帰りまでに事務局へ提出してください。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第28回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)